平成２６年（フ）第１５８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松102番地１、申立時の住所青森県弘前市大字松原東２丁目７番地７　ミレニアム松原101号
債務者　佐藤　由佳（申立時の姓工藤）
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２３２号
さいたま市見沼区島町435番地１　プリムラハウス208号
債務者　早川　敏雄
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９７号
さいたま市西区三橋６丁目1311番地５　パルクアパートカワ102
債務者　宮保　俊之
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３００号
さいたま市西区大字指扇2574番地１　石川ハイツ201号
債務者　法元有由美
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５２号
千葉市稲毛区穴川３丁目11番18号、申立時の住所千葉市中央区椿森５丁目11番５－303号
債務者　小林　　優
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１４号
千葉県船橋市高野台４丁目13番５号　メゾネット高野台101号
債務者　大野　英男
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７５号
千葉県市川市柏井町２丁目1344番地　柏井第一団地２－307
債務者　杉原　　誠
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県香取市長岡209番地
債務者　寺村　亜紀（旧姓上代）
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第４０６号
川崎市高津区久末588番地　サンハイツ梅が久保Ａ－201、申立時の住所川崎市高津区野川1436番地　コーポ宮台205
債務者　梅崎　昌子
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５４号
川崎市川崎区日進町９番地12　サンフラワー
債務者　松浦　　馨
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
川崎市中原区新丸子東３丁目1111番地１　レジデンス・ザ・武蔵小杉1301
債務者　岡野　寛子（旧姓白浜）
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１－106号
債務者　安部　元彦
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８６号
川崎市幸区中幸町１丁目49番地27　ハイツアゼリア202
債務者　大畠　　勉
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８８号
川崎市川崎区大島３丁目26番７号　東ビル201
債務者　大城　隆行
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０１号
川崎市麻生区岡上723番地２　アネーロ岡上203、前住所川崎市高津区蟹ケ谷92番地１　クイーンヒルズ日吉801
債務者　吉永　　誠
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０４号
川崎市幸区柳町59番地３　みらい203
債務者　菊池　弘樹
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
川崎市多摩区登戸新町340番地　レジデンス・モリ303
債務者　大竹　庸介
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係